

第 1 2 期大学分科会における部会等の設置について

〔 令和 5 年 1 0 月 2 5 日 〕
〔 中央教育審議会大学分科会決定 〕

中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 高等教育の在り方に関する特別部会

(所掌事務)

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について専門的な調査審議を行う。

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方(研究との連携を含む)について専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第 1 1 2 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

5. 教育課程等特例制度運営委員会

(所掌事務)

教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定に係る審査等を行う。

第12期大学分科会における主な検討事項

高等教育の在り方に関する特別部会

- 2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿
- 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方
- 国公私の設置者別等の役割分担の在り方
- 高等教育の改革を支える支援方策の在り方

大学院部会

- 人文科学・社会科学系における大学院教育改革について最終とりまとめに向けた検討
- 大学院におけるリカレント教育・基幹教員の考え方に関する検討

法科大学院等特別委員会

- 新たな一貫教育制度の着実な実施
- 在学中受験に向けた教育課程の工夫等

認証評価機関の認証に関する審査委員会

- 申請のあった評価機関の認証に係る調査審議

教育課程等特例制度運営委員会

- 大学からの申請に基づく特例の認定に係る調査審議